

平成 22 年 7 月 9 日
社団法人日本助産師会

ビタミン K2 投与がなされず、児が死亡した件に関して

平成 22 年 7 月 9 日付、読売新聞（朝刊）に掲載された。これは、昨年 8 月 3 日に本会会員の開業助産師が関わり、自宅分娩し、母乳のみで育て、ビタミン K2 を投与せず、自然療法のビタミン K2 の代わりに錠剤を投与した児が 10 月 16 日に山口県宇部市の病院で、ビタミン K 欠乏性出血症と診断され、呼吸不全で死亡した。母親は、助産師を相手に、損害賠償訴訟を山口地裁に起こしたことが報道された。

このような事態が発生したことは、誠に遺憾であり、亡くなられた子どもさんとそのご家族の皆さまには、心から哀悼の意を表しますとともに、二度とこういうことが起きないように本会としても、強く会員に注意の喚起を促していきたいと考えている。

今回の自然療法を含む東洋医学・代替医療等に関する本会の見解を述べる。

東洋医学、代替医療等に関する日本助産師会の見解

助産師は、「保健師助産師看護師法」に基づき、正常妊産婦及び新生児に対する診査やケアを提供することを業務としている。具体的な助産師の役割や責務に関しては、本会で、「助産師の声明」や「コアコンペテンシー」に規定し、公表している。

助産師は、女性や新生児が本来持っている力を最大限に発揮できるよう支援している。それゆえ、生理的な自然の力を重視し、業務を行っている。助産師は、活動の対象としている人々に対して、人間存在を全体的に捉えるべきであると考えている。すなわち、西洋医学を中心とした上で、食事療法、東洋医学や代替医療等も包含する統合医療の観点から理解しケアを展開している。

分娩を取り扱う開業助産師の業務基準に関しては、「助産所業務ガイドライン」を定め、それに基づき、母子の安全性を最優先した業務を実施している。したがって、助産学に付随する医学の考え方の基盤は、いうまでもなく西洋医学であり、あくまでも西洋医学的見解を主に助産学が展開されていることは既存の事実である。それゆえ、助産師業務にまつわる妊産褥婦や新生児の様々なケアに関する考え方も同様である。

それゆえ、ビタミン K2 の投与や予防接種は、インフォームド・コンセントのもと推奨されるべきである。

以上